

# 大学の全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況

－全国の実態および総合大学教育学部の実践の検討－

岩田 吉生 (愛知教育大学障害児教育講座)  
青柳 まゆみ (愛知教育大学障害児教育講座)

**要約** 本研究では、大学の全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況を調査し、講義内容・形態、指導上の工夫、課題等について検討することを目的とする。尚、研究Ⅰは、日本教育大学協会・全国特別支援教育研究部門の会員が所属する大学71大学（国立大学52大学、私立大学19大学）を対象とし、「特別支援教育に関する講義」の開講状況に関して、「教職に関する教育科目」または「教職に関する教育科目以外」で必修化している国立大学は、40校中22校（55.0%）に上り、国立大学の半数以上で、特別支援教育に関する講義が必修化されていることがわかった。研究Ⅱは、国立大学の3大学の教育学部を対象に、国立総合大学の教育学部における特別支援教育関連科目の開講状況について調査した。その結果、3大学で、特別支援教育を専門とする専任教員によって必修または選択の特別支援教育の講義が開講されていた。特別支援教育が主専攻ではない学生たちも特別支援教育の基礎を学び、理念・教育制度、指導・支援の方法等の理解を深めていることが明らかにされた。

**キーワード**：教員養成大学、共通科目、特別支援教育

## 1. 問題と目的

### 1-1. はじめに

文部科学省（2012）の調査では、特別な教育支援を必要としている児童生徒が通常の学級に6.5%の割合で在籍していると報告されている。そのため、特別支援学校の教員のみならず、通常の小中学校の教員においても、より一層特別支援教育についての理解が求められるようになった。これに伴い、平成19年度（2007年度）の特別支援教育の制度の移行に伴い、教員養成大学または大学の教育学部では、特別支援教育科目を開講するようになってきている。

### 1-2. 教員免許状取得に関わる教職科目における特別支援教育の扱い

文部科学省（2015）の教育職員免許法施行規則の第6条では、「免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の取得方法は、次の表の定めるところによる。」としている。表1には、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の一覧を示した。

この教職科目の第三欄の「教育の基礎理論に関する科目」には、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教育の基礎に関する社会的、制度的又は経営的事項」と併せて、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の項目があり、一種教員免許状を取得する学生は6単位、二種免許状を取得する学生は4単位を修めなければならないこととなっている。

教員免許を取得することができる大学においては、

教員一種免許状を取得する学生に対して、第三欄の「教育の基礎理論に関する科目」（6単位）の3項目「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」について、それぞれ半期2単位の講義を開講している。

この3項目の中でも、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に関する講義に関しては、文部科学省が作成した括弧（ ）付きの文言の中に、「（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」という記述がある。つまり、大学の教職科目を取得する中で、学生たちは「障害のある幼児・児童・生徒の心身の発達、学習過程について学び、理解すること」が義務付けられている。

しかしながら、多くの大学の教職科目では、教職科目の教育心理学の中でも発達心理学や学習心理学等の講義の中で取り扱うこととなっている。そして、このような講義の場合、講義の担当教員は、特別支援教育が専門ではなく、教育心理学が専門であり、障害児との関わりが少なく、臨床経験がない者が多いと推察する。そのため、講義において、担当教員は、障害のある子どもの発達や学習について、詳しく講じられることは少なく、半期15時間の講義の中の1～2時間程度で、学習障害・注意欠陥/多動性障害・高機能自閉症等の発達障害の概要が説明されるに過ぎず、発達障害児の発達や学習の過程、指導の在り方まで講じられることはない。

文部科学省が作成した法律の上では、大学において、教員免許状を取得する学生は、障害のある子ども

の発達と学習に関する講義を履修し、障害児の発達と学習に関する理解を深められることとなっているが、実際には、講義の指導者である大学教員の障害児理解

及び指導・支援の在り方に関しては十分に行われていないと考える。

表 1. 幼稚園, 小学校, 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目

第一欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	幼稚園		小学校		中学校		高校			
			専	一	専	一	専	一	専	一		
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割										
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想										
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4	6	6	4	6	6		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項					(5)	(5)	(3)	(4)	(4)	
最低修得単位数	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法										
		各教科の指導法										
		道徳の指導法			22	22	14	12	12	4	6	6
		特別活動の指導法						(6)	(6)	(3)	(4)	(4)
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)										
	第四欄	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法									
			保育内容の指導法	18	18	12						
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)									
	第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法									
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			4	4	4	4	4	4	4
進路指導の理論及び方法								(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
第六欄	教職実践演習	幼児理解の理論及び方法	2	2	2							
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法										
第五欄	教育実習	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
第六欄	教職実践演習	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

### 1-3. HATOプロジェクト構成大学4校の実践

現在、北海道教育大学(H)、愛知教育大学(A)、東京学芸大学(T)、大阪教育大学(O)では、「HATOプロジェクト」(大学間連携による教員養成の高度化支援事業)を進めており、このうち「特別支援教育の多面的・総合的支援プロジェクト」の研究を行っている。この4大学においても、平成19年度の特別支援教育の制度改革を契機として、特別支援教育を専攻しない学生に対する特別支援教育関連科目の開講を充実させてきた。

岩田・青柳・飯塚(2015)は、HATOの4大学を対象として、教員養成大学の全学共通科目における特別支援教育関連科目の実態として、次のように報告している。

①開講年度に関しては、特別支援教育の制度が始まる前の平成19年度以前が3大学4校、特別支援教育の制度に移行した平成19年度以降が1大学1校であった。

②開講までの経緯は、平成19年度の特別支援教育の制度の改正に伴い、多様なニーズのある子どもの教育に対応できる人材の養成が必要であることが学内で話し合われ、特別支援教育の講義を必修化することに繋がったことが分かった。

③講義の工夫や配慮事項に関しては、障害のある子どもの指導の実際が理解できる視聴覚教材を活用することや、障害の疑似体験、障害のある当事者の講話等の内容を取り入れている大学が多かった。

④講義内容に関しては、通常の学級に在籍する子どもに関する特別支援教育の内容を主に取り扱っている大学が多かった。また、知的障害、肢体不自由、病弱、聴覚障害、視覚障害等の幅広い障害領域に関して取り扱われており、各障害の特性や指導・支援の基礎を学ぶことができる内容となっていた。

⑤講義を開講する上での課題は、1年生向けの講義を開講している大学では、学生が特別支援教育に関して理解をすることができていても実際の教育に結びつけにくく、講義の時間が短いため障害に関して基礎的な内容しか取り扱うことができていなかった。また、本講義以外にも特別支援教育科目の講義を開講したいが、カリキュラムの制約があり、困難な状況があるという大学が多かった。

### 1-4. 本研究の目的

教育現場では、特別支援学校の教員のみならず、小中学校、高校の教員においても、より一層特別支援教育についての理解が求められ、特別支援教育に関する知識・技能等は、すべての教員に求められている。教員養成大学はこれらの課題に適切に対処できる実践的な教育力を備えた教員養成に寄与するとともに、支援能力を備えた個性的な教員養成に資することが課せら

れている。このことは、全国に11ある大規模の教育大学だけでなく、国公立大学および私立大学の教育学部においても、教員免許状を取得する学生に、特別支援教育の講義を開講することが必要不可欠である。しかしながら、全国の教員養成大学または教育学部における共通科目の「特別支援教育」の開講状況を調査した報告はみられない。

そこで、本研究では、全国の教員養成大学または教育学部における教員免許取得予定者に対する共通科目の「特別支援教育」の講義の実態を調査し、講義内容・形態、学生指導の在り方について検討することを目的とする。

## 2. 研究I；特別支援教育関連科目の開講状況の実態調査

### 2-1. 目的

全国の教員養成大学及び学部を対象に質問紙調査を行い、教員免許取得予定者に対する特別支援教育関連科目の開講状況を明らかにする。

### 2-2. 方法

#### (1) 調査対象

日本教育大学協会・全国特別支援教育研究部門の会員が所属する大学71大学(国立大学52大学、私立大学19大学)を対象とした。

#### (2) 調査方法

郵送法による質問紙調査を実施した。対象大学の教務課に質問紙を郵送し、回答を求めた。

#### (3) 調査内容

質問紙の内容は、以下の通りである。

- 1) 機関の基礎情報(所管、学生数等)
- 2) 特別支援学校教諭免許状の授与に関して、特別支援教育の専門課程・専攻等の学生に与えている障害領域
- 3) 特別支援学校教諭免許状の授与に関して、特別支援教育の専門課程・専攻等以外の学生に与えている障害領域
- 4) 教職に関する教育科目における、特別支援教育に関する講義の開講状況
- 5) 教職に関する教育科目以外の科目(共通科目、自由科目等)における、特別支援教育に関する講義の開講状況

### 2-3. 結果

#### (1) 機関の基礎情報

調査を依頼した71大学の内、国立大学52大学中40大学、私立大学19大学中7大学、計47大学から回答を得た。回収率は、国立大学76.9%、私立大学36.8%、計66.2%であった。

在学生数<sup>\*1</sup>は、1000名未満の小規模大学が0校、

1000名以上8000名未満の中規模大学が34校, 8000名以上の大規模大学が13校であった。

※1: 在学生数には, 学部・専攻科・大学院の学生をすべて含む。

## (2) 特別支援学校教諭免許状の授与状況

特別支援学校教諭免許状に関して, 特別支援教育の専門課程・専攻(主専攻)において授与可能な障害領域及び必修・選択の別を表2に, 特別支援教育の専門課程・専攻以外(他専攻)において授与可能な障害領域及び必修・選択の別を表3に示す。

特別支援教育の専門課程・専攻においては, 約75%の国立大学が, 知的障害, 肢体不自由, 病弱の領域の免許の取得を必修としていた。

一方, 特別支援教育の専門課程・専攻以外の学生に対しても, 約65%の国立大学が, 知的障害, 肢体不自由, 病弱の領域の免許を選択で授与するカリキュラムを有していた。

## (3) 教職に関する教育科目における, 特別支援教育に関する講義の開講状況

教職に関する教育科目の中で, 特別支援教育に関する独立した「必修の講義」を開講している大学は, 国立大学40校中17校(42.5%), 私立大学7校中0校(0%)であった。

また, 特別支援教育に関する独立した「選択の講義」を開講している大学は, 国立大学40校中11校(27.5%), 私立大学7校中2校(28.6%)であった。

一方, 教職に関する教育科目のうち, 「教育の基礎理論に関する科目」において, 「幼児, 児童および生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む)の一部として扱っているのみの大学は, 国立大学40校中15校(37.5%), 私立大学7校中5校(71.4%)であっ

た。

なお, 国立大学4校は必修開講と選択開講の重複回答, 国立大学1校は未回答であった。

## (4) 教職に関する教育科目以外の科目における, 特別支援教育に関する講義の開講状況

共通科目や自由科目など, 教職に関する教育科目以外で特別支援教育に関する独立した「必修の講義」を開講している大学は, 国立大学40校中5校(12.5%), 私立大学7校中1校(14.3%)であった。

また, 特別支援教育に関する独立した「選択の講義」を開講している大学は, 国立大学40校中21校(52.5%), 私立大学7校中4校(57.1%)であった。

## 2-4. 考察

教職に関する教育科目またはその他の科目として, 特別支援教育に関する講義を必修化している大学は, 国立大学40校中22校, 私立大学7校中1校であった。国立大学の半数以上(55.0%)で, 特別支援教育に関する講義が必修化されている実態が明らかになった。

また, 教職を目指す学生に対して, 選択の特別支援教育に関する講義を開講している大学は, 国立大学40校中32校で, 8割にも上ることがわかった。私立大学については, 回答大学が7校と少ないため詳細な記述は差し控えるが, 国立大学と比較すると, 必修・選択を問わず, 特別支援教育に関する講義の開講が少ないことが推測される。

国立大学は, 私立大学に比べて教員養成に特化した学部を持つ大学が多く, いじめ・不登校の問題と並んで特別支援教育の専門性と実践力の育成という役割を担っていることから, 特別支援教育に関する講義を開講するケースが増えてきているのではないかと考えられる。

表2. 特別支援教育の専門課程・専攻(主専攻)における特別支援学校教諭免許状の授与状況

	知的障害	肢体不自由	病弱	聴覚障害	視覚障害
必修	国31・私1	国30・私0	国30・私0	国6・私0	国4・私0
選択	国16・私5	国15・私5	国14・私5	国7・私0	国4・私0

表3. 特別支援教育の専門課程・専攻等以外(他専攻)における特別支援学校教諭免許状の授与状況

	知的障害	肢体不自由	病弱	聴覚障害	視覚障害
必修	国0・私0	国0・私0	国0・私0	国0・私0	国0・私0
選択	国27・私2	国26・私2	国25・私1	国4・私0	国2・私0

### 3. 研究Ⅱ；総合大学教育学部における 特別支援教育関連科目の開講状況

#### 3-1. 目的

本研究では、国立の総合大学の教育学部における教員免許取得予定者に対する「特別支援教育」の講義の実態を調査し、講義内容・形態、学生指導の在り方について検討することを目的とする。

#### 3-2. 方法

##### (1) 調査対象

本調査では、国立大学の群馬大学、岐阜大学、三重大学の3大学の教育学部を対象とした。

##### (2) 調査方法

対象大学における特別支援教育の課程・専攻の専任教員にインタビューを行った。

##### (3) 質問内容

開講科目における現状と課題が把握できるように設定した。

<主な質問項目>

- ①大学の学生数と教員免許状を取得する学生数
- ②全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況
  - ・開講コマ数 ・受講学生数 ・開講年度
- ③講義形態
  - ・講義名 ・開講時期 ・担当教員 ・受講人数
  - ・選択・必修の別 →その理由
- ④講義内容
  - ・重点を置く分野 ・学生の理解度
  - ・障害のある子どもと関わる活動の有無（介護等体験実習以外のボランティア実習等）
  - ・授業計画
- ⑤開講までの経緯
- ⑥講義の工夫や配慮事項
  - ・指導事例の紹介、指導法、ビデオの活用等
- ⑦講義を開講する上での課題

#### 3-3. 結果

##### (1) 群馬大学教育学部

- ①大学の学生数と教員免許状を取得する学生数
  - ・学生数－ 1学年200名
  - ・教員免許状取得学生数－ 1学年200名
- ②全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況
  - ・開講コマ数－ 年間2コマ  
(1コマ・100名程度)
  - ・受講学生数－ 200名  
(特別支援教育の主専攻の学生を含まない。)
  - ・担当教員数－ 4名(1コマ・教員2名)
  - ・開講年度－ 平成19年度(2007年度)
- ③講義形態

- ・講義名－ 「特別支援教育概説」
- ・開講時期－ 2年生・前期または後期
- ・担当教員－ 特別支援教育の専任教員2名
- ・選択・必修の別－ 必修

##### ④講義内容

- ・通常の学校の教員として求められる特別支援教育に関する基本事項を理解することを目的とした講義となっている。そのため、小中学校、高校における発達障害児の特別支援教育に重点が置かれている。しかしながら、知的障害、肢体不自由、病弱、聴覚障害、視覚障害児等の心理・生理、教育・指導法を、満遍なく説明している。
- ・表4に授業計画を示す。

表4. 群馬大学教育学部「特別支援教育概説」の授業計画

回	内容
第1回	ガイダンス、障害のある子どもの理解と指導
第2回	知的障害教育
第3回	肢体不自由教育
第4回	病弱教育
第5回	視覚障害教育
第6回	聴覚障害教育
第7回	重複障害教育1
第8回	重複障害教育2
第9回	重複障害教育3
第10回	言語障害教育
第11回	情緒障害教育
第12回	自閉症教育
第13回	発達障害教育1
第14回	発達障害教育2
第15回	発達障害教育3

##### ⑤開講までの経緯

- ・教育学部の学部長が、平成19年度(2007年度)当時に特別支援教育が専門の教員であったため、特別支援教育の制度の改正に合わせて、学部長の指示の下で講義が開講された。

##### ⑥講義の工夫や配慮事項

- ・主体的な学習を促すため、受講学生をグループに分け、発達障害について調べ学習をさせ、講義の中で発表する機会を与えている。
- ・学内の障害学生支援を話題として取り上げ、通常の学校で学んだ障害のある子どもたちが、多くの先生方の指導・支援を受けながら、学び・成長し、群馬大学に入学していることを述べている。
- ・現在は、小中学校、高校にてインクルージョン環境での特別支援教育が推進されており、障害のある子どもに対しては合理的配慮による指導・支援が求め

られていることを説明している。

- ・ 2コマの講義をそれぞれ教員2名で担当している。そのため、2つの講義の内容を統一するために、共通のテキストを使用している。講義内容およびスケジュールは、本テキストの章立てに沿う形で15回の講義のテーマが決められている。

⑦ 講義を開講する上での課題

- ・ 講義1コマあたりの受講学生数が約100名と多いため、学生たちへのきめ細かな指導が十分にできていない。講義1コマあたりの受講学生数を少なくしたいが、開講講義数が増えると、担当教員の負担がかかることが懸念される。
- ・ 知的障害、肢体不自由、病弱、聴覚障害、視覚障害等の様々な領域の説明を行うが、特別支援学校と通常の学校のそれぞれの教育における合理的配慮の在り方や指導法について、十分な話ができていない面がある。
- ・ 2つの講義内容が偏らないように、現状では市販の教科書を活用している。本来は講義担当教員が編集・執筆した教科書を作成するべきであるが、マンパワーが不足しており、実現には至っていない。

(2) 三重大学教育学部

① 大学の学生数と教員免許状を取得する学生数

- ・ 学生数 - 1学年・約200名
- ・ 教員免許状取得学生数 - 1学年・約200名

② 全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況

- ・ 開講コマ数 - 年間2コマ  
(1コマ・100名程度)
- ・ 受講学生数 - 1学年・200名程度  
(特別支援教育の主専攻の学生を含まない。)
- ・ 担当教員数 - 13名(1コマ・13名)
- ・ 開講年度 - 平成19年度(2007年度)

③ 講義形態

- ・ 講義名 - 「特別支援教育入門」
- ・ 開講時期 - 1年生・後期
- ・ 担当教員 - ・ 専任教員および外部講師13名がローテーションを組んで分担し、全員が2コマの講義を担当している。  
・ 専任教員に関しては、特別支援教育5名に加えて、幼児教育1名、養護教育1名、音楽教育1名の合計8名の教員が担当している。  
・ 外部講師5名がゲストスピーカーとして来学している。

- ・ 選択・必修の別 - 必修

④ 講義内容

- ・ 通常の学級に在籍する子どもたちの指導を中心として講義が組まれている。

- ・ 介護等体験実習の理解と実践に繋がるようなカリキュラム編成がなされている。
- ・ 表5に授業計画を示す。

表5. 三重大学教育学部「特別支援教育入門」の授業計画

回	内容	担当者
第1回	オリエンテーション	特別支援教育の専任教員
第2回	特別支援教育とは	特別支援教育の専任教員
第3回	特別支援教育と食育	家庭科教育の専任教員
第4回	障害のある子どもの保護者との連携・保護者への支援	特別支援教育の専任教員
第5回	自閉症について - 息子とともに -	自閉症児の保護者
第6回	通常の学級における支援の基本	三重県教育委員会の教員
第7回	学校現場における特別支援教育	小学校の校長
第8回	知覚の個人差とその障害	特別支援教育の専任教員
第9回	特別支援学校の教育 - 肢体不自由と病弱を中心に	特別支援学校の校長
第10回	インクルーシブ教育とは何だろうか	特別支援教育の専任教員
第11回	特別支援教育 - 学校現場の取り組みから	スクールカウンセラー
第12回	乳幼児期の発達診断と保育・療育	幼児教育の専任教員
第13回	特別支援教育の理念と実際	特別支援教育の専任教員
第14回	音・音楽を介した児童生徒の理解	音楽教育の専任教員
第15回	まとめ	特別支援教育の専任教員

⑤ 開講までの経緯

- ・ 平成19年度の特別支援教育の制度改革に伴い、カリキュラム改革特別委員会にて検討がなされ、開講された。

⑥ 講義の工夫や配慮事項

- ・ 特別支援教育の大学教員以外に、普段から障害児教育を実践している特別支援学校および小中学校の教員が講義を担当している。
- ・ 特別支援教育分野の教員だけでなく、教育学部内の他の分野の教員も講義を分担し、自身の専門分野と特別支援教育を関連づけた講義を行っている。
- ・ 自閉症児の保護者を講師に招き、子育ての大変さと喜びについて知る機会を作っている。

- ・毎回、講義終了時にレポート課題を与え、受講した上での学生の考えをまとめさせている。
- ・受講学生が多いため、座席を決めている。

⑦講義を開講する上での課題

- ・1講義あたりの受講生が100名であり、学生指導が不十分となっている。担当教員は学生を理解しないまま講義を進めているので、指導の成果を実感しにくい面がある。
- ・講義の運営上、負担が大きいため、TAの大学院生が毎回の講義の出欠の確認を行っている。

(3) 岐阜大学教育学部

①大学の学生数と教員免許状を取得する学生数

- ・学生数－ 1学年・約270名
- ・教員免許状取得学生数－ 1学年・約270名

②全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況

- ・開講コマ数－ 年間1コマ
- ・受講学生数－ 1コマ270名程度  
(特別支援教育の主専攻の学生を含む。)

- ・担当教員数－ 17名(1コマ・17名)
- ・開講年度－ 平成19年度(2007年度)

③講義形態

- ・講義名－ 「介護指導・特別支援教育論」
- ・開講時期－ 2年生・前期
- ・担当教員－ ・特別支援教育の専門教員1名がコーディネーターを担当。  
・学外講師16名がゲストスピーカーとして来学している。

- ・選択・必修の別－ 必修

④講義内容

- ・介護等体験実習に関連付けられた講義であるため、特別支援教育の内容と、社会福祉の内容が組み合わされた内容となっている。尚、岐阜大学教育学部の介護等体験実習では、この講義と関連付けて、事前指導、事後指導が行われている。

- ・本講義の目的は、「小学校または中学校教諭の普通免許状を取得する学生が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質向上を図る」こととなっている。

- ・表6に授業計画を示す。

⑤開講までの経緯

- ・「介護等体験特例法」に基づき、平成10年度(1998年度)以降に入学した学生を対象として始まった「介護等体験実習」であるが、本講義は本実習の開始時期に、特別支援教育の専門の教員が中心となって検討がなされ、平成11年度(1999年度)に開講された。

表6. 岐阜大学教育学部「介護指導・特別支援教育論」の授業計画

回	内容	担当者
第1回	ガイダンス	岐阜大学の特別支援教育の教員
第2回	充実した実習にするために	介護福祉専門学校の教員
第3回	特別支援教育がめざすもの－障がいってなんだろう	他大学の特別支援教育の教員
第4回	一人ひとりのニーズに合わせた教育	特別支援学校の校長
第5回	ひとりの人間として	聴覚障害のある成人女性
第6回	ある学習障害者の見え方と思い～共生社会をめざしたい	学習障害のある成人男性
第7回	共に生きる	自閉症児の保護者2名
第8回	通常学級に在籍する発達障害の子どもたち	小学校の校長
第9回	吃音とは何か	岐阜大学の特別支援教育の教員
第10回	高齢社会と介護問題～介護の社会化をめぐる～	介護福祉専門学校の教員2名
第11回	命の授業	肢体不自由の成人男性
第12回	共感的理解と認知症の理解	高齢者の社会福祉施設の職員
第13回	施設で暮らすこととは？	高齢者の社会福祉施設の職員
第14回	事例から理解する在宅介護とヘルパーの仕事	高齢者の社会福祉施設の職員
第15回	外国籍児童生徒に対する支援・教育方法	岐阜大学の国語教育の教員

⑥講義の工夫や配慮事項

- ・大学教員以外に、特別支援学校および小中学校の教員、福祉関連の施設職員等、普段から障害児・障害者等と接している講師が、仕事の内容や思いを語る内容となっている。
- ・障害のある成人、障害のある子どもの保護者を講師に招き、当事者の立場や、子どもを育てる親の思いにふれる機会を作っている。
- ・外国籍児童生徒に対する支援・教育方法に関する講義についても1回のみ開講し、岐阜大学の国語教育の教員が担当している。
- ・本講義を通じて、将来、教員となる学生たちに対して、人の命を尊厳し、人が自立することの意味と支援の在り方を考える機会を与えている。
- ・授業担当者は、写真やDVDの映像等を活用して、

学校や施設の様子や指導法等を、具体的にわかりやすく説明している。

- ・ 毎回、講義終了時にレポート課題を与え、受講した上での学生の考えをまとめさせている。

#### ⑦ 講義を開講する上での課題

- ・ 1 講義あたりの受講生が270名と大勢であるため、学生指導において多くの困難が伴う。本講義では、出席の確認だけでも非常に手間が掛かるため、受講学生の座席を決めている他、TAの大学院生が毎回の講義の出欠の確認を行っている。また、TAの大学院生が、講義中に姿勢が悪い学生や眠っている学生を適宜注意し、学生たちが講義に集中して受講するように促している。
- ・ 特別支援教育に関して、歴史・法律・制度等の基礎概論から、指導・支援の方法等の応用的な知識・技能まで、体系的な形で講義が組まれていない。
- ・ 講義の受講生270名を3～4クラスの複数のクラスに分けて、少ない人数での講義を行いたいが、時間割の開講枠・空き教室と教室の規模・担当講師の時間的都合・講師の謝礼・交通費の予算等を考えると、講義の編成が困難となるため、現行のままの形で講義が開講されている。

### 3-4. 考察

#### (1) 全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況

全学共通科目における特別支援教育関連科目を必修科目として開講している大学は、群馬大学、三重大学の2大学であった。岐阜大学は、介護等体験実習の内容と関連させて、特別支援教育の他、障害者や高齢者等の社会福祉の内容も含めた講義を開講していた。

開講年度に関して、特別支援教育の制度に移行した平成19年度以降に特別支援教育に関連した講義が開講された大学は、3大学中2校であった。岐阜大学は、介護等体験実習が開始された平成10年度（1998年度）に準備を進め、平成11年度（1999年度）に、特別支援教育に関連した講義が開講された。

#### (2) 開講までの経緯

開講までの経緯に関しては、群馬大学と三重大学において平成19年度の特別支援教育の制度が改正される頃から特別支援教育を重視する傾向があった。多様なニーズのある子どもの教育に対応できる人材の養成が、学内の委員会や特別支援教育の教員の中で検討され、特別支援教育の講義を必修化することにつながった。

一方、岐阜大学は、特別支援教育の制度移行よりも前の介護等体験実習の開始時から、特別支援教育に関連した講義の開講が検討されていた。

文部科学省は、平成19年（2007年）の「特別支援教育の推進について（通知）」で、特別支援教育を行う

ための体制の整備及び必要な取り組みとして、①特別支援教育に関する校内委員会の設置、②在籍する幼児児童生徒の実態の把握、③特別支援教育コーディネーターの指名、④関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用、⑤「個別の指導計画」、⑥教員の専門性の向上の6点を挙げた。教育委員会や学校現場においては、現職教員に対して、特別支援教育の研修会を数多く開催したり、事例検討会を重ねる必要性がある。一方、教員養成大学に課せられている責務としては、教員免許を取得する学生に対して特別支援教育の基礎を講じることと必要最低限の指導・支援のスキルを身に付けさせることであろう。

#### (3) 講義の内容

講義内容に関しては、通常の学級に在籍する子どもに関する特別支援教育の内容を中心に据える大学が多かった。しかし、知的障害、肢体不自由、病弱、聴覚障害、視覚障害等の幅広い障害領域に関しても取り扱われており、各障害の特性や指導・支援の基礎を学ぶことができる内容となっていた。しかし、講義に十分な時間が取れないため、各障害領域についてアウトライン的にしか説明がなされず、受講学生たちは表面上の理解だけに留まっている可能性が高い。また、障害児者について知ることはできるが、実際の教育に活かす知識を与えるところまで十分に説明がなされていないことが推察される。

#### (4) 講義の工夫や配慮事項

講義の工夫や配慮事項に関しては、大学教員以外に、特別支援学校や通常の学校の教員を講師に招き、障害のある子どもとの係わりや、授業や学校生活で子どもの指導・支援の在り方について学べるように工夫している大学が多かった。障害のある子どもの指導・支援の実際が理解できる視聴覚教材（ビデオ・DVD等）を活用する大学があった。富永・金森・井坂・西山・平賀（2012）の先行研究の結果から、各障害名の認知をしている学生は多くいるが、接触経験をしたことがある学生は少ない人数となっている。接触経験が少ない学生にとって特別支援教育はイメージすることが難しいと考えられる。ビデオなどの視覚的な教材を用いることで、学生は特別支援教育をより深く学ぶことができる。知識とイメージを結びつけるDVDの教材の活用をすることで、学生の学習意欲も高められると考える。

この他、学生が特別支援教育について、より主体的に学べるように、調べ学習の課題を与え、講義時に発表する機会を設けている大学があった。また、講義終了後に課題レポートを与え、特別支援教育の講義の振り返りをさせる大学もあった。

#### (5) 講義を開講する上での課題

講義1コマあたりの受講学生数が100名以上と多い大学が、3大学中3大学であった。そのため、特別支



援教育について、学生たちへの指導が十分に行うことができないという回答が3大学の教員から述べられた。講義1コマあたりの受講学生数を少なくした場合、開講講義数が増え、反対に、担当教員の負担がかかることが懸念される。このことに関して、学外の講師を増やした場合、大学の予算がかかることや、学生への特別支援教育の指導の責任が曖昧になることが危惧される。

#### 4. 今後の課題

##### 4-1. 現職教員や障害のある当事者等を講師として招聘すること

特別支援教育の講義において、大学教員以外に、特別支援学校や通常の学校の教員を講師に招き、障害のある子どもとの係わりや、授業や学校生活で子どもの指導・支援の在り方について学べるように工夫している大学が多い。また、障害のある当事者を講師に招き、障害者の心理や対人援助のニーズを理解する機会を与える大学が増えている。さらに、障害児の保護者を講師に招き、障害児の子育てについて知る機会を作っている大学も多い。このような障害児者と係わる経験が深い講師を招き、学生が聴講することで、障害そのものへの関心を高め、認識を深めることができるだろう。

大学としては、学外の関係者へのコンタクト、依頼手続き、講義の日時の調整等の他、講師招聘に関わる予算の確保も課題となる。本件に関しては整理すべき課題が多いが、学生の特別支援教育への充実を図るためにも、現職教員や障害のある当事者等を講師として招聘する大学が増えていくことを期待したい。

##### 4-2. 教員免許取得予定のすべての学生を対象とした特別支援教育の講義の必要性

教員免許を取得する学生に対して、特別支援教育関連科目を開講することで、将来、教員となる学生の特別支援教育の知識と技能を与えていくことは、教員養成大学および国立大学の教育学部の責務である。しかしながら、国立の教育学部にて特別支援教育の講義が開講されていても、他学部で教員免許を取得する学生に対しては開講されていないケースがほとんどである。また、私立大学においても、教員免許を取得可能な大学は数多くある一方で、特別支援教育の講義の開講状況は国立大学よりも少なく、その指導体制は不十分であることが推察される。今後は、各大学にて、教員免許取得予定のすべての学生を対象として、特別支援教育の講義を開講した上での教員養成を進める必要があるだろう。

##### 4-3. 介護等体験実習や教育実践演習等の実践との関連付け

近年、多くの教員養成大学および教育学部にて、教育実習の他に、介護等体験実習が必修化され、将来、教員を目指す学生が、在学中に障害のある子どもや成人と係わる機会が増えている。また、教育実践演習等の学校現場での実践的な講義を開講する大学が増え、学生たちは学校での大勢の子どもと係わり、その中で障害のある子どもへの指導・支援を経験していく。学生たちは、障害のある子どもや成人と係わりを持つことで、障害に対する偏見をなくし、一人一人の障害の特性を理解した上で、子どもや保護者のニーズをくみ取り、指導・支援に活かしていくことの重要性に気付いていく。しかしながら、こうした障害者への理解を深める経験を重ねながら、学生たちは、指導・支援の在り方、心理・生理・病理等を理論的に学ぶことはできていない。そのため、特別支援教育の関連科目の内容と、実践的な講義を関連付けながら、より実践的な知識と技能を身に付けた学生を指導することが必要となる。

##### 4-4. 今後の特別支援教育科目の方向性

教員免許を取得する予定の学生が、特別支援教育に関する知識を深めるために、各大学にて現在開講している講義にさらなる工夫や配慮を加えることが求められる。

教員養成大学・教育学部のある大学における共通した課題としては、講義担当教員が学生たちに対して、実際の教育現場において活かすことができる知識と技能を、この特別支援教育科目で指導していくことである。講義を受講した学生は特別支援教育に関する知識を持っていても、その知識を指導に活かさない可能性が高い。特別支援教育関連科目は、各大学で半期1コマであることが多いが、可能であれば、より深い専門が学べる講義をオプションで開講していくことが期待される。しかし、多くの大学では、時間割や学年ごとのカリキュラムの作成、キャップ制等の様々な制約があり、特別支援教育の主専攻以外の学生が特別支援教育の講義を広く深く学ぶことは困難な面がある。

教育大学の中で全学開講の教職科目の中の特別支援教育の講義を開講し、大学が学生指導をしっかりと行っていくことは、すなわち、特別支援教育に理解のある教員を育てることである。このことは、地域の教育委員会や学校の教員のニーズでもあり、障害のある児童生徒一人一人に対する支援の質を一層充実させることやより良い学習環境を補償し豊かな成長を促すこととなり、保護者が安心して子どもを学校に預けられるということに繋がっていくだろう。

## 謝 辞

本研究の研究Ⅱの調査をまとめるに当たり、群馬大学教育学部教授の金澤貴之先生、三重大学教育学部准教授の菊池紀彦先生、岐阜大学教育学部教授の村瀬忍先生に、多くのご支援とご指導を賜りました。本件につきましては、心より感謝しております。

## 引用文献

岩田吉生・青柳まゆみ・飯塚一裕 (2015) 教員養成大学の全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況—HATOプロジェクト構成大学4校の実践の検討—, 障害者教育・福祉学研究, 11, 15-25, 愛知教育大学障害児教育講座.  
文部科学省 (2007) 特別支援教育の推進について (通知).

文部科学省 (2012) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について.

文部科学省 (2015) 教育職員免許法施行規則.

冨永光昭・金森裕治・井坂行男・西山健・平賀健太郎 (2012) 新時代の特別支援教育に対応する教員養成システムの研究1—本学における特別支援教育科目の教員養成課程必修化の意義と課題 (第I報)—, 大阪教育大学紀要・第IV部門・教育科学 60 (1), 141-151, 大阪教育大学.

## 付 記

本研究は、文部科学省国立大学改革強化推進補助金「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築—教育ルネッサンス・HATOプロジェクト—」の一環として、実施された。